保護者連絡システム導入業務委託
実施要領

令和 3 年 12 月

海南市教育委員会　学校教育課

海南市くらし部　子育て推進課

１　システム概要

（１）業務名

保護者連絡システム導入業務

（２）システム内容

別添「保護者連絡システム仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

２　実施目的

本プロポーザルは、市が導入する「保護者連絡システム」において、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、事業実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式にて行う。

３　納期

（１）　導入期間

契約締結日の翌日から令和 4 年 2 月 28 日

（２）　運用期間

令和 4 年 3 月 1 日からとする。

４　委託契約限度金額

１，０２８，５００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。

（内訳）　システム導入に係る費用　　８４７，０００円

システム使用料　　１８１，５００円　（令和 4 年 3 月利用分）

５　参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下この項において「参加者」という。） は、以下の要件を満たす者とする。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）　令和3･4･5年度海南市物品･役務提供受注資格者登録名簿に登載されている者で、公告から契約締結日までの間、本市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。

（３）　令和３・４・５年度海南市物品・役務提供受注資格者登録名簿「Y-3　その他役務」　「U-2　ソフトウェア開発」に登録されている者であること。

（４）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（５）　他の団体等にあってはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加している者をいう。）又は法人等の被用者（代表権を有する者等を除く全ての従業員、構成員及びこれらに相当する者をいう。）が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（６）　公租公課を滞納していない者であること。

（７）　他の地方公共団体において、類似の業務を受託した実績を有する者であること。

６　選定日程

時期	内　　容
令和3年12月7日（火）	プロポーサル公示
令和3年12月８日（水）から 令和3年12月10日（金）まで	質問受付期間
令和3年12月14日（火）	質問回答期日
令和3年12月15日（水）	参加表明書等提出期限
令和3年12月16日（木）	企画提案書等提出期限
令和3年12月21日（火）	公募型プロポーザルによる業者選定を実施
令和3年12月24日（金）	業者選定のうえ仕様確認・要件定義
令和3年12月27日（月）	本業務の契約締結
令和4年1月～	要件確認、システム環境構築、初期設定等
令和4年2月～	管理者に対して操作研修を実施 システム本稼働に向けた試行運用（仮稼働）、最終検証テスト実施
令和4年3月	システムの本稼働運用開始

７　提出書類の様式

（１）　参加表明書（様式１）

（２）　参加資格確認書（様式２）

（３）　見積書（様式３）

（４）　質問書（様式４）

（５）　辞退届（様式５）

８　質疑応答等

（１）　質問の提出方法

質問事項を質問書（様式４）に記入し、教育委員会学校教育課に令和３年12月10日（金）までに海南市教育委員会学校教育課担当者宛て電子メール（hattori-yasuo@city.kainan.lg.jp）により提出すること。

質問書表中の「頁数、項目番号」の欄に、その該当ページ数と項目番号を記載すること。なおそれ以外での質問については、「その他」と記載すること。

※提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

（２）　質問に対する回答

本市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和３年 12 月 14 日（火）までに本市ホームページにて回答を公表する。

また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

９　参加表明等

事業者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

（１）　提出書類

・　参加表明書（様式１）：原本１部

・　参加資格確認書（様式２）：原本１部

・　教育情報化コーディネータ認証及び、ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）認証及び、ISO/IEC 27017（JIS Q 27017）認証及び、個人情報の取扱いに係るプライバシーマークの認定を取得していることが確認できるもの：写し１部

（２）　提出先

〒649－0121　和歌山県海南市下津町丸田 217 番地１
海南市教育委員会学校教育課

（３）　提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

（４）　提出期限

令和３年 12 月 15 日（水）午後５時まで（必着）

※提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

１０　企画提案

企画提案については、企画提案書等を次のとおり提出すること。

（１）　プレゼンテーション

場所・日時・時間等については、後日通知する。

時間はプレゼンテーション 25 分以内、質疑応答 15 分以内を予定している。

出席者の人数は５人以内とする。

提出された提案書に沿って行うこととし、追加資料は認めない。

プレゼンテーション用のプロジェクター、スクリーン等は当市で用意する。

（２）　企画提案書（原本 1 部・写し９部）

提案要旨やポイント等を、簡潔にわかりやすく記載すること。その他書式等については次の通りとする。

・ 企画提案書はＡ4 判とすること。

・ 頁番号を付すこと。

・ 表紙、目次を除いた本文で 30 頁以内とすること（このとき、Ａ3 判の頁は 2 頁とカウントするものとする。）。印刷は両面印刷とする。

・ 提案書に記載する提案の内容は、仕様書に記載する全ての条件並びに要件を満たすものであること。あわせて、次の内容を必ず記載すること。

1　業務の実施方針
2　業務の実施体制
3　業務の実施スケジュール
4　過去の類似業務の実績

	評価項目
1	企業概要及び導入実績について
2	システム導入の考え方について
3	提案システムの特徴について
4	サービス提供に関する事項について
5	導入作業について
6	研修について
7	運用及び保守について
8	要求外提案について

（３）　見積書（代表者印を押印した原本１部・写し９部）
様式３を用いて作成すること。任意の様式で経費の内訳がわかる明細書を添付すること。
使用する通貨は日本国通貨とすること。

（４）　提出書類に関する留意事項
・　Ａ4 版で作成すること（縦横の指定はなし）。
・　散逸しないような形で綴ること。

（５）　提出先
〒649 - 0121　和歌山県海南市下津町丸田 217 番地 1
海南市教育委員会学校教育課

（６）　提出方法
持参又は郵送
※郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

（７）提出期限
令和３年 12 月 16 日（木）午後５時まで（必着）
※提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

１２　辞退
参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式 5）原本 1 部を担当課窓口に 12 月 20 日（月）までに直接持参又は郵送すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

１３　審査方法
（１）　別添採点表の審査項目により、審査員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。
（２）　提案事業者ごとに点数化し、最高得点の提案事業者を第 1 位候補者、次に高い者を次点候補者とする。また、審査委員会が、一定の評価に達した事業者がないと判断する場合は、候補者を「該当なし」とすることができるものとする。

（３）　審査結果は、参加者全員に対しに書面にて通知するとともに、市ホームページにて公表する。
（４）　審査結果に関する提案事業者からの質問、説明要求、意見及び異議申立ては受け付けない。

１４　契約の締結

本市は、第１位候補者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、海南市契約規則等に従い地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

１５　秘密保持の遵守

提案事業者及び提案意向を持つ事業者は、このプロポーザル審査に参加するにあたり、下記の条項を遵守すること。

（１）　本プロポーザル審査に関して知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。
（２）　本市から提供された情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
（３）　本市から渡された情報の内容を、漏えい、毀損及び滅失した場合は、速やかに本市に報告し、その指示に従わなければならない。
（４）　本プロポーザル審査に関して発生した事故等による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の為に必要に生じた経費等は、提案事業者及び提案意向を持つ事業者が負担する。
（５）　本プロポーザル審査終了後も提案事業者及び提案意向を持つ事業者は　秘密保持及び利用制限に関する義務を負う。

１６　その他

（１）　事業者は、複数の企画提案をすることはできない。
（２）　提出された書類の作成等、本プロポーザルに係る費用は、提案事業者及び提案意向を持つ事業者の負担とする。
（３）　提出された書類は返却しないものとする。
（４）　提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
（５）　提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
（６）　提出書類の著作権は、提案事業者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
（７）　本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
（８）　企画提案書の提出が１者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

１７　連絡先

海南市教育委員会学校教育課（服部）
電 話 ：073－492－3348　　ＦＡＸ：073－492－3390
電子メール：hattori-yasuo@city.kainan.lg.jp

以上